

課題を抱える親子を支援する際のポイント

～児童虐待等の課題を抱える親子の発見と支援のために



- 子どもにとって、児童虐待は重大な人権侵害です。安全・安心に生活できるはずの家庭の中で、当然の権利が損なわれ、虐待によって命を落とすようなことがあってはなりません。親子に身近な人びとが課題に気づき、虐待等の予防・早期発見・早期対応をすすめることが重要です。

ここでは、児童虐待等の親子への理解を深め、支援を行なううえでのポイント、留意点を、Q&A形式にまとめてみました。

Q 1 虐待の予防・早期発見のために、児童委員としてどのようにあるべきでしょうか？

A -1 大切なのは、虐待に至る手前での発見と支援です

- 虐待は、発見が遅くなればなるほど、子どもの心身に深い傷跡を残し、親子関係の修復が非常に難しくなり、より専門的な対応が必要になってきます。また、虐待をする親側にも、より複雑で深刻な課題が残ります。そのため、虐待に至る手前の段階で支援をはじめることが大変重要なのです。

A -2 児童委員も情報提供を受ける窓口です

- 児童福祉法、児童虐待防止法により、児童委員（主任児童委員）も相談を受けたり、児童相談所等へつなぐ窓口とされています。児童委員は、地域住民が気になる親子を発見したときの相談・連絡先として児童委員がいるということを知っておいてもらえるような働きかけが大切です。

A -3 地域住民の一員であることを前提に関係づくりをすすめましょう

- 児童委員も子育て家庭の親子も同じ地域の住民です。住民同士であるからこそ、「困っているときはお互い様」といった、いわば「お隣目線の関係」がしてくれるのです。
- 児童委員には、地域住民の一員として親子との関係づくりをするなかで、虐待の予防・早期発見に努めていくことが求められています。

A-4 親子の気持ちを理解し、代弁者となりましょう

- 児童委員には、地域の親子の気持ちを理解して代弁者になることが求められています。例えば、子どもに対しては、「○○ちゃんのママは赤ちゃんのお世話で大変だね」、親に対しては、「○○ちゃんしっかりしていますね」、「お母さんもよくがんばっていますね」などと話しやすくなるよう工夫しながら、親子が困っていることについて状況を把握し、接することが虐待の早期発見と予防につながります。

Q 2 児童虐待を発見したら、どのように対応したらよいのでしょうか？

A-1 市町村や児童相談所、福祉事務所に通告します

- 虐待を受けていると思われる子どもを発見したり相談を受けた場合は、速やかに市町村や児童相談所、福祉事務所へ通報（通告）します。通報は、電話でも手紙でもできます。（8頁参照）
- 虐待かどうかは児童相談所などの専門機関が判断しますので、少しでも気がかりなことがある場合は、できるだけ早く専門機関に相談・通告することが大切です。一人で抱え込まず、必ず、民児協会長、主任児童委員、区域担当児童委員と相談しましょう。

A-2 民児協としての対応方法を整理しましょう

（民児協として対応）

- 一人の児童委員としてだけ対応するのではなく、民児協組織としての対応について話し合っておくことが重要です。
- 市町村や児童相談所等との話し合いにも、民児協会長、主任児童委員、区域担当児童委員が適宜同席しましょう。「要保護児童対策地域協議会」の検討の場に参画することも重要です。

（対応基準の確認）

- 児童委員が一人で問題を抱え込まないためには、民児協が組織として「このような場合は、こう対応する」などと考え方や対応の手順を整理しておくことが重要です。そして、折に触れて確認し合うことも必要です。
- 連絡を受けて専門機関が対応について検討している間、親子の様子を見守るうえで、民児協内で相談しましょう。

Q 3

児童相談所や市町村から状況調査を依頼されたら、
どう対応したらよいでしょうか？

A -1 具体的に依頼内容と期間を確認しましょう

- 児童相談所や市町村から依頼があった場合は、必ず、何を求められているか具体的に確認し、それを行なう期間も確認しましょう。曖昧な理解ですませず担当者と話し合い、民児協内でできるだけ情報を共有することが、適正な状況調査につながります。

A -2 プライバシーに注意しましょう

- 地域での様子などの情報を得る場合は、プライバシーに配慮することが重要です。たとえば、家庭の情報を近所中から集めてまわるといったようなことは避けましょう。児童委員がその家庭の情報を収集していることが噂話として広がることのないように、十分配慮が必要です。
- 児童相談所や市町村から、子どもや家庭の状況把握を依頼され調査をする場合は、その親子について知り得た情報を決して依頼元の機関以外に知らせるはいけません。情報を得ることが目的であっても、児童相談所等からの依頼で調査していることが知られることがないよう、配慮することが必要です。

A -3 状況調査の報告後は、情報を共有し連携に努めます

- 依頼元に報告した後は、調査の対象となった親子にとって「(あの内容で)良かったのだろうか」「報告の後はどうなったのだろうか」と、児童委員(主任児童委員)として気にかかることでしょう。また、児童委員がその親子の見守りを続ける場合もあります。
- そのため、依頼元の担当者とその後の経過について情報を共有することもできますので、市町村、児童相談所等との連携に努め、支援等を行なうことが重要です。

(報告の際に)

- 把握したことについて報告する際は、いつのことか、自分で見たことか、誰から聞いたことか等を区別して伝えましょう。また、報告したことについて記録を残しておくことも大切です。

家庭の訪問を依頼された場合

- ・状況調査を依頼された場合と同様に、まず、依頼元の機関から親子に関する情報、気をつけるとよい点などをよく聞いておく。
- ・最初に訪問するときは、その家族と面識のある人(機関)と同行することが望ましい。
- ・同行が難しい場合は、児童委員が訪問することを伝えておいてもらい、一人での訪問は避け、区域担当児童委員、主任児童委員とが協力し一緒に訪問する。

- ・訪問の日時などを約束するときは、「男(女)性だけでは困る」などの相手の都合を尊重するとともに、近隣に目立たないようにするなど配慮する。
- ・訪問の約束ができないときは、児童委員が「なぜ、自分の家に来たのか?」といった拒否的な感情を持たれないよう、子育てサロンなどの案内を持って他の家も訪問し「このあたりの子育て家庭に案内しています」と伝えるなど工夫する。

訪問を拒否された場合

- ・あらかじめ、留守の場合や拒否された場合の対応について、再度訪問するかどうか、再訪問等についてメッセージを残す場合にはどのような内容にするかな

ど、依頼元の機関と確認しておきましょう。

- ・また、拒否された場合の状況について、いつ、誰と訪問したか、訪問時の家の様子などを依頼元の機関に伝え、判断を待ちましょう。

Q
4

虐待防止のために地域でどのようなことに
取り組めばよいのでしょうか?

A

子育て支援に関する活動や組織をつなげていきましょう

- 日頃から子育てサロンや子どもの居場所づくりなど「子育て支援」「児童健全育成」への取り組みがあつてこそ、虐待の発生予防につながります。地域の様々な子育て支援制度や子育てサロン等の活動を通して、地域の親子と知り合い、関係機関・団体とのネットワークをつくることができます。
- 子育て支援制度や活動のほかにも、子育てに便利なお店や利用しやすい施設なども沢山あります。こうした情報を地域で協力しながら整理し、「子育て支援マップ」をつくることも、地域のネットワークを作っていく上で効果的です。
- また、地域において子育て支援に関する活動をしている組織がネットワークを組むことで、より効果的な子育て支援を実施することができます。相互の活動や組織の役割を知ることによって、連携・協働も可能になります。



ネットワークで虐待の発生予防に取り組む

■ 親子の‘愛着’をはぐくむ子育て支援ネットワーク

N県I町の子育て支援は、保健師・カウンセラーによる産前の親へのアプローチから始まり、早い段階から親とつながりを持ちます。出産後も「こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業」が行なわれ、育児支援の必要なケースは助産師による養育支援家庭訪問事業に引き継がれます。また、児童委員は、地域で赤ちゃんの出生を祝う「ようこそ赤ちゃんボランティア事業」でボランティアの手作りおもちゃなどを持って訪問し、児童委員の存在を知ってもらうとともに、親子と地域とのつながりをつくっていきます。

このような国や自治体の事業と、社協の独自事業、民児協の活動等が組み合わせられ、独自のネットワーク※を基盤とした予防と早期発見・早期支援のしくみができています。

■ 児童委員、主任児童委員は学校や地域とつなぐ

児童虐待や不登校のケースでは、I町でもネットワークが継続して支援しているケースがあります。不適切な養育や親子関係の問題から児童の精神面に影響のあったケースでは、関わりが途切れないよう配慮しながら、児童の成育、年齢に応じて、保健センター、保育所、小・中学校等と連携して支援が行なわれています。地域や専門機関との関わりを拒絶している家庭の場合には、児童委員・主任児童委員は親子に寄り添い見守る役割を担っています。

とくに、民児協では、学校行事や定期的な児童委員のための授業参観に参加するなど、日頃からの学校との連携、情報共有に努めてきました。児童委員・主任児童委員がネットワークのなかで行政・専門機関と地域とをつなぐ存在となっています。

※I町では、独自の子育て支援ネットワークと個別ケースの検討もあわせた「子育て支援ネットワーク連絡協議会」を平成14（2002）年にスタートしました。子育て支援活動と児童虐待防止を一本化した取り組みで、町にこども支援センターが設置された平成17（2005）年には、要保護児童対策地域協議会機能を含んだ「子育て支援ネットワーク連絡協議会」となり、行政、教育委員会、社協、民児協等の機関団体が協力しながら事業をすすめています。

Q 5

民児協として、地域でどのようなことに
取り組めばよいのでしょうか？

A -1 まず、児童委員（主任児童委員）間で情報交換をしましょう

- 親子、子どもに関する事柄について、民児協の定例会などでの情報交換が必要です。
- また、市区町村の児童相談の担当者などと定期的に意見交換することによって、日々の活動を振り返ることができます。

A-2 地域住民も含めたネットワークづくりをしましょう

- 地域には、意識しないと見えにくい関係やつながりがあります。それは、買い物を頼んだり、子どもを預かったりする親密な関係もあれば、挨拶や立ち話をする程度の緩やかな関係など様々です。
- 児童委員には、地域における人間関係を上手につなげていくことが期待されています。つながることによって、児童委員の存在も口コミで広がり、様々な情報や子育てに関する相談が、児童委員のもとに寄せられるようになります。

A-3 保健所や学校など、児童について把握している組織との連携が必要です

- 民児協として地域の児童の所在を把握するうえで、保健所や学校等、児童を把握している組織と連携する必要があります。
- 保健所はすべての児童を対象に各種健診を実施しています。例えばその機会に、民児協が「遊びコーナー（紙芝居など）」等を担うことによって、親子と直接会って話をしたり、地域の子育てサロンなどの情報提供をすることができます。
- 学校関係者に児童委員の存在や役割について理解してもらい、不登校等に悩んでいる家庭への訪問・支援など、民児協・児童委員が連携可能であることを伝えていく必要があります。

Q 6 気にかかる親や子どもに関わる際に、どのようなことに気をつければよいでしょうか？

A-1 関わりの3つのポイント

● 子どもや親の立場に立つ

子どもや親から相談を受けたら、まず、言いにくいことを打ち明けてくれたことに感謝の意を表し、いつでも相談にのることや相手の心情が理解できることを伝えましょう。

課題を否定的にとらえずに、子どもや親の立場に立って、温かい目で見守り、必要に応じて言葉をかけるなど関わりを持ちます。

● 思いを受け止める

子育てがうまくできないと自信をなくしている親は、自分を責める気持ちに苦しんでいます。そうした場合は、たとえ教えるつもりであっても、親は責められていると感じてしまいます。また、育った時代背景やそれまでの生活や考え方など価値観を尊重し、関わりが途切れないよう気をつけながら、その人の思いを受け止めましょう。

※また、注意やアドバイスする必要が生じたときは、専門機関から話してもらい、児童委員は見守りとフォロー（聞き役）にまわるとよいでしょう。

● 社会資源を活用する ～サロン等への参加を呼びかける

親子のなかには、専門機関の子育て支援事業、保育所の利用、生活保護、就労支援など、具体的なサービスの利用が必要な場合があります。また、子育てサロンや子育てサークルを紹介するケースもあるでしょう。そうした資源の活用について説明し、担当窓口を紹介し同行するなどして資源につなげましょう。

※また、地域で開催されている子育てサロン等への参加の呼びかけも、日常的な人間関係を構築することにより、「あの人（児童委員）が言うのだから、サロンへ行ってみよう」という行動につながるものです。

A-2 秘密の保持とプライバシーに配慮しましょう

- 気にかかる親子を発見し、地域の住民同士の関係を超えて援助したいと考えたとき、児童委員には「他人の家庭（プライバシー）にどこまで踏み込んでいいのか」という課題が出てきます。見かねて声をかけたところ、「うちの子のことですから、余計な口を出さないで」と言われることもあります。
- しかし、児童委員には、住民同士の「横」の関係づくりから親子を支援することが求められています。親が安心して立ち話ができ、愚痴がこぼせる話し相手として認められることが大切です。
- 一方、立ち話といえども、その内容や個人に関する情報が漏れることのないよう、十分に留意する必要があります。

Q 7 児童虐待の事例に関わる際に、どのようなことに注意したらよいでしょうか？

A-1 関係を築くためにメッセージを送り続けましょう

- 児童虐待の場合は、親自身も虐待されて育っていたり、親も子も、他者から認められたり、肯定される体験が不足していることが多く、周囲の働きかけに対して拒否的な態度を示しがちです。児童委員が声をかけても、思わぬ厳しい反応が返ってくる場合もあります。
- しかし、同じ住民として「あなたの近くにいる」というメッセージを送り続けることが、どうしても必要になります。例えば、「いってらっしゃい」「お元気ですか」など、簡単な挨拶でも声かけを続けることが重要になります。

A-2 一時保護された親子の理解者になりましょう

- 児童が児童相談所に一時保護された場合には、その家族に対する地域の視線は厳しいものがあります。家族が地域の中で排除されないように日常的な配慮に努め、興味本位のうわさ話などには毅然と対応することが重要です。

- 児童委員としては、親と子の理解者となって、関係機関と連携しつつ見守り続けることが必要です。

A-3 児童委員と主任児童委員の連携が大切です

- 児童福祉法では、主任児童委員の職務として、関係機関と児童委員との連絡調整をはじめ、区域担当児童委員の活動への援助と協力を行なうことと定めています。個別の相談・支援にあたって区域担当児童委員は、主任児童委員と十分連携をとりながら対応していきます。
- 虐待が発生している家庭では、他にも生活上のさまざまな課題を抱えていることが少なくありません。児童に関わるだけでなく、その家庭全体への支援が必要なことが多く、区域担当児童委員と主任児童委員の連携が欠かせません。

Q 8 児童虐待等の事例に関係機関とともに支援する際は、どのようなことが大切でしょうか？

A-1 要保護児童対策地域協議会等のネットワークとともに支援しましょう

- 課題を抱える親子の継続的な支援にあたっては、他の専門職とともに、要保護児童対策地域協議会（ケース検討会議）などの地域のネットワークの中で支援をすることが必要です。
- ネットワークの中で、児童委員、主任児童委員の役割を確認しながら活動するようにしましょう。なお、ネットワークの中で担う役割は、支援の内容や状況等により変化しますので、常に役割について確認し合うことが大切です。
- ネットワークで支援する場合、支援する親子に対し、関わる関係機関を知らせ、情報を共有すること、関係者に守秘義務があることを伝えましょう。

A-2 民児協としての関わりを強めましょう

- 個別支援にあたっては、個々の児童委員（主任児童委員）が一人で抱えないように、側面から支援していくことが必要です。特に民児協会長は、支援の状況について報告を受けて、必要に応じて児童委員と主任児童委員の連携に向けて調整していくことが求められます。
- 事例によっては、民児協内で相談し、関係機関と連携しながら主任児童委員がキーパーソン（中心的に関わる人）となって直接援助を行なうことが効果的な場合もあります。事例に応じて、柔軟な役割分担や支援チームの編成ができるように工夫しましょう。
- また、民児協組織として地域の状況把握を行ない、児童福祉に関する制度やサービス等について学習を深めることも大切です。